

那須塩原市農業委員会

第34回総会議事録

令和5年4月25日(火)

西那須野支所300会議室

1. 開催日時：令和5年4月25日（火）午後1時30分～午後2時39分
2. 場 所：西那須野支所300会議室
3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	12	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	”	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	”	14	松本 忠太
”	4	松本 誠治	”	15	室井 孝美
”	5	金田 廣衛	”	16	江連 節男
”	6	木下 久雄	”	17	槌江 栄作
”	7	三本木 直人	”	18	渡辺 秀一
”	9	大田原 重夫	”	19	島田 晴子
”	10	田淵 徹	”	20	竹村 文祥
”	11	菊地 寿行			

4. 欠席委員：1名 議席番号8番 秋元 誠委員
5. 議事録署名人の指名： 議席番号9番 大田原 重夫委員、10番 田淵 徹委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 6) 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 報告第1号 令和4年度農業委員会事業実績について
- 9) 報告第2号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第3号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	五十嵐 岳夫	主事	葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第34回総会を開会いたします。
今回の欠席委員は、秋元 誠委員です。
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。
次に「議事録署名人の指名」を行います。
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。
総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、議席番号9番 大田原 重夫委員と、10番 田淵 徹委員を指名いたします。
議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。
番号1番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員 議案第1号、番号1番について報告します。
競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に的確であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。
願い出内容は、議案書記載のとおりです。
競売地は、上赤田自治公民館より北西へ約700メートルに位置しています。
現地調査は、4月20日、午前9時30分頃に行いました。
競売への参加目的は、駐車場の造成です。
事業計画は、申請地に事業用の駐車場を造成する内容となっています。
上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。
現地を確認した結果、申請地は都市計画法上の用途区域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。
地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、室井 孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。
次に、議案第2号「農地法 第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
尚、番号1番から4番については、取り下げとなりました。
番号5番及び6番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。

加藤 拓央委員 議案第2号、番号5番について報告します。
農地を交換する申請です。
議案第2号、番号6番と関連します。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、4月17日、午後3時30分頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、JR 那須塩原駅より南へ約1.5キロメートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、地積調査により譲渡人が耕作している土地の中に、譲受人名義の土地があることが分かった為です。
経営状況は、水稻栽培と造園業を営んでいます。
申請地の耕作予定は、畑地ですので、花木を植える予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号5番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 議案第2号、番号6番について報告します。
農地を交換する申請です。
議案第2号、番号5番と関連します。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、4月17日、午後3時30分頃、申請地で代理人から行いました。
申請地は、JR那須塩原駅より南へ約1.5キロメートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、地籍調査により、譲受人が耕作している土地の中に、譲渡人名義の土地があることが分かった為です。
経営状況は、水稲と野菜を栽培しています。
申請地の耕作予定は、引き続き水稲を作付けする予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号6番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。
報告が終わりました。
まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。
次に、番号7番について、藤田 一郎委員の報告を求めます。

藤田 一郎委員 議案第2号、番号7番について報告します。
農地を贈与する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、4月17日、午後4時頃、申請地で申請人から行いました。
申請地は、那須塩原市立高林中学校より北西へ約500メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った理由は、親が高齢の為、意識もはっきりしているうちに、農地等、財産の所有関係を明確にしておきたいということです。
経営状況は、トラクター、コンバイン、耕運機、乾燥機各1台を保有し、5.5ヘクタールの農地に、水稲0.6ヘクタール、小麦4.9ヘクタールを作付けています。
申請地の耕作予定は、すべて小麦作付けの予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。
番号7番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
番号7番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、藤田 一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
次に、番号8番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第2号、番号8番について報告します。
農地を売買する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、4月14日、午前10時頃、申請地、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市二つ室公民館より南東へ約800メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は、現在東京に住んでいます。相続により取得した宅地、農地を売却したいと考えていたところ、耕作をしていた譲渡人と話がまとまり、本申請に至りました。

経営状況は、水稲30ヘクタール、トラクター4台、コンバイン、乾燥機、80石3台他、作業従事者3人、申請人と子、孫の3代で行っています。

申請地の耕作予定は、引き続き麦を予定しています。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号8番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

一部訂正なのですが、総会資料では作業従事者4人となっていますが、申請者から3人と訂正の申し出がありましたので、3人でよろしく願います。

議長 報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、番号9番及び10番について、木下 久雄委員の報告を求めます。

木下 久雄委員 議案第2号、番号9番について報告します。

農地に使用貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月14日、午後1時30分頃、申請人宅で申請人の父親から行いました。

申請地は、那須塩原市立南小学校より西へ約1キロメートルに位置しております。

借受人が申請に至った理由は、申請人は、現在両親と農業経営を行い、使用貸借権は父親名義でした。また肉用牛35頭の飼育も行っていることから、今後は、父親が肉用牛の飼育を中心にするので、水田、農地を申請人が中心に耕作するため、使用貸借権を祖父から孫へ設定する申請です。

経営状況は、自作地と借入地合わせて754アールの農地に、トラクター3台、田植え機1台、コンバイン1台を持って、水稲を720アール、自家野菜34アールを作付けし、その他肉用牛35頭の飼育をしています。

申請地の耕作予定は、水稲720アールと自家野菜34アールの耕作予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号9番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第2号、番号10番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月17日、午前9時30分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、二区町自治公民館より東へ約1キロメートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人は現在兼業で農業を営んでいますが、譲受人である妻が、今後農業を主として営むため、所有権を移転するための贈与であり、農業を続けたいとの申し出による申請です。

経営状況は、農地123アールに田植え機1台、コンバイン1台、トラクター2台を持って、水稲と自家野菜の作付けをしています。

申請地の耕作予定は、農地123アールに、水稲、自家野菜の作付け予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号10番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

報告が終わりました。

議長 まず、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。次に、番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、木下 久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。次に、番号11番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第2号、番号11番について報告します。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、4月18日、午前9時20分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、金沢上自治公民館より北へ約500メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った理由は、譲渡人より依頼を受け検討したところ、自作地に隣接し、自宅からも近いので有効利用が出来ると考え申請に至りました。

経営状況は、譲受人は水稲200アール、花木73アールの経営で、トラクター、田植機、草刈り機等を所有して経営をしています。

申請地の耕作予定は、花木を作付けし、隣接地も花木ですので経営の向上を図ることです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることを見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号11番の申請は、許可相当と判断いたしました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

田淵 徹委員

議案第3号、番号1番について報告します。

令和2年1月27日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、新たな計画により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市折戸配水池より南東へ約1.1キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月20日、午前10時頃に行いました。

変更の理由は、申請者は太陽光発電事業を営んでいますが、本事業の設計から施工、管理までを依頼している事業者から、品質を下げずにコスト削減を図る提案があり、費用対効果を含め総合的な判断として一部事業区域を計画から除外することになったことから、土地利用計画に変更が生じたため、本申請に至りました。

尚、除外地内に農地はありませんでした。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、田淵 徹委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

渡辺 秀一委員

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。
番号2番及び3番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。

議案第3号、番号2番について報告します。

令和2年3月4日に取得した農地転用許可について事業完了とならず、新たな計画により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下大貫公民館より南東へ400メートルに位置しています。

現地調査は、4月20日、午前10時50分頃に行いました。

変更の理由は、当初計画では、車両通行の妨げとなる箇所などがあり、計画を見直したため、土地利用に変更が生じたことから、本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議案第3号 番号3番について報告します。

令和2年3月4日に取得した農地転用許可について、事業完了とならず、新たな計画により事業を実施するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下大貫公民館より南東へ約400メートルに位置しています。

現地調査は、4月20日、午前10時50分頃に行いました。

変更の理由は、当初計画では、車両通行の妨げとなる箇所などがあり、計画を見直したため、土地利用に変更が生じたことから、本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については変更することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については変更することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員

議案第4号 番号1番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立稲村小学校より南西へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は県北地域を中心に不動産業を営んでおり、那須塩原市における宅地分譲地販売の在庫がなくなり、早急に用地が必要になったことから、環境や利便性の良好な本用地の申請に至ったということです。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を32区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽により地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月21日、午前9時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許

可相当として報告を終わります。

議長 番号1番について、事務局から補足願います。

上野農地係長 番号1番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法の許可日と同日となります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、番号2番及び3番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員 議案第4号、番号2番について報告します。

売買による所有権の移転により宅地分譲地として転用するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 那須塩原駅より北へ約680メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地は用途地域内であり、近くに商業施設、医療施設を整備しており、大変利便性の高い土地となっており、住宅地として需要が見込める為今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を6区画造成する内容となっております。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、4月21日、午前11時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号3番について報告します。

賃貸借により砂利採取をするために一時転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須疎水第一分水の分岐より北へ400メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、前回令和4年3月に砂利採取許可を受け、今回隣接地において二期目の砂利採取を行うこととしたものです。砂利採取後、農地に復元することで所有者と話し合いが付き、申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

農地転用は原則不許可ですが、一時的な利用に供される場合は、許可が可能となります。

事業計画は18ヶ月の賃貸借により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲に保安距離を設け、保安用防護柵を設置し安全を確保することとしています。

埋戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証が添付されており、油井及び那須町大字高久丙の土砂採取場からの発生土砂、並びに自社のプラントの還元土砂にて行います。

現地調査は、4月21日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号3番について事務局から補足願います。

上野農地係長 番号3番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を必要とするため、指令書の交付は砂利採取法の許可日と同日となります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

石崎 清委員

私が地元調査員で、また現地調査班になっています。この番号3番に関しては第二期工事になります。第一期工事が昨年3月に申請して砂利採取をして埋め戻しをしています。調査をする際、第一期工事の埋め戻しはどのくらい終わっているのか、というのが絡んでくると思います。その際、私も勉強不足で事務局に相談しました。更地にして復元するまでの工程が、75パーセント程度終わっているとの話でした。地元調査の際、砂利採取の社長さん、代理人に来てもらいました。先方の話では、砂利を取って製品化して売るのが私たちの仕事なんですと、完全に埋め戻しが終わるまでにはかなり時間がかかるようです。

その観点から考えるに工事が75パーセント以上完了していれば、隣接しているので次の工事に進めるとのことでした。土を行ったり来たりしなくてはいけないという絡みで聞いたら、やむを得ないと、許可相当とするということで、会社関係者と地元調査員で話し合いました。現地調査班の中でもこれらの話をして許可相当とすることとしました。

調査をしている中でわからないことも出てくると思うので、その時は一人で考えずに、事務局に相談したり、関係機関に連絡したりして判断してください。以上報告でした。

議長

他に、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、番号4番及び5番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第4号、番号4番について報告します。

使用貸借権の設定により、太陽光発電設備の設置を延長するための一時転用申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立旧大貫小学校より西へ約500メートルに位置しています。

申請地の立地状況は、申請地は農振農用地となります。

転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、申請地内において太陽光発電整備を農地に支柱を建てて設置するには、農地において営農の継続を原則とし、前回申請より原木しいたけの栽培を計画し過去3年間において栽培しました。今後も継続し、原木しいたけを栽培する計画とする申請です。

事業計画は、3年間の使用貸借により申請地において営農型太陽光発電事業を延長する計画です。

申請地にソーラーパネル2、525枚を設置し、太陽光発電を行います。

年間発電量は557、453キロワットアワーを見込んでいます。

パネル下部では、シイタケを栽培しています。資材高騰等により下部農地全体への原木の設置が完了していませんが、今年度中に設置することを計画しています。

給水・排水の計画はありません。

雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地調査は、4月20日、午前10時30分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第4号、番号5番について報告します。

贈与による所有権の移転により、一般住宅を建設するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、キョクトウ三島スポーツパークより北西へ約600メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在親と同居していますが、子供の部屋が必要になり、手狭な状況です。また子供の面倒を看てもらえる環境を確保しながら、将来親の世話も出来る場所を第一と考え今回の申請に至りました。尚、申請人は相続した際に、農地であることを知りましたが、農地法順守の意識が低く転用許可を得ないまま宅地として利用していました。今後は違反することのないよう充分注意しますとする顛末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲との境に傾斜がないため、土砂及び雨水の流出はありません。

現地調査は、4月20日、午前9時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

次に、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、番号6番及び7番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員

議案第4号、番号6番について報告します。

売買により、駐車場を造成するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、JR 黒磯駅より西へ約800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在申請地隣地の住宅で暮らしていますが、自宅駐車場2台では足りず、隣接の駐車場を借りています。来客も多く、駐車場に苦慮していたところ、申請地を譲っていただけることになりましたが、農地であることがわかり本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、自宅駐車場を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水排水は敷地内浸透処理とします。

周囲に農地がないため、周辺農地への影響はありません。

現地調査は、4月21日、午前9時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第4号、番号7番について報告します。

売買により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒磯総合運動場より北西へ約500メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在妻と子供二人で実家住まいをしており、家が手狭になり、

新築を計画しておりました。申請人の実家と妻の実家に近い土地を探していたところ、譲渡人が話を聞き入れてくれ、本申請に至りましたとのことです。
申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内浸透処理とします。
周囲に塀を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。
現地調査は、4月21日、午前9時10分頃に行いました。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番について、室井 孝美委員の報告を求めます。

室井 孝美委員

議案第4号、番号8番について報告します。

使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、接骨木自治公民館より南へ約740メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は、現在両親と夫、息子と同居していますが、息子が結婚し家族が増えることを考え、父の所有である申請地に新築したいとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は、既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上下水道は市の施設を利用し、雨水排水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲の農地との境は安定勾配であるため、土砂及び雨水の流出はありません。

現地調査は、4月20日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井 孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に議案第5号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号1番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第5号、番号1番について報告します。

申出内容は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR 那須塩原駅より東へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月21日、午前11時20分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。
 除外を必要とする理由は、昨年11月に研究用のため農地の賃借権を設定しましたが、農作業や業務に使用する進入路の幅員が狭く業務に支障が出ているため、今回道路を拡幅し、業務の改善を図るため申請をするものです。
 申出地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
 本件は、既存施設の2分の1未満の拡張であるため、立地基準上問題ありません。調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び調査班としては、変更相当として調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号1番については変更相当として市長へ回答いたします。番号2番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第5号、番号2番について報告します。
 申出内容は、議案書記載のとおりです。
 申出地は、那須塩原市戸田十字路より板室温泉方面へ500メートル右側に位置しています。
 現地調査は、4月21日、午前10時35分頃に行いました。
 変更の目的は、農用地区域からの除外です。
 除外を必要とする理由は、申出地は観光名所である那須にも近く、立地、周辺道路状況から貸店舗を建設するのに非常に適している場所であると判断しました。
 申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
 本件は、隣接する土地と一体として同一の事業目的に供する場合で、第1種農地の占める面積の割合が総事業面積の3分の1を超えないため、立地基準上問題ありません。
 調査の結果、除外後の転用は他法令との調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。
 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。
 《特に意見なし》
 無いようですので、石崎 清委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
 《異議なしの声、多数》
 異議なし多数と認め、番号2番については変更相当として市長へ回答いたします。番号3番について、田淵 徹委員の報告を求めます。

田淵 徹委員 議案第5号、番号3番について報告します。
 申出内容は、議案書記載のとおりです。
 申出地は、国道4号線二区町交差点より北東へ約500メートルに位置しています。
 現地調査は、4月20日、午前10時50分頃に行いました。
 変更の目的は、農用地区域からの除外です。
 除外を必要とする理由は、申請人は、自動車販売業及び点検整備、車検等を行っています。店舗敷地が狭く隣接の申請地を取得することで業務効率アップを期待出来る為申請に至りました。
 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
 本件は既存施設の2分の1未満の敷地拡張であるため、立地基準上問題ありません。調査の結果、除外後の転用は他法令等との調整の上、許可が可能であると考えます。地元調査員及び調査班としては変更相当として、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

議長 番号3番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、田淵 徹委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号3番については変更相当として市長へ回答いたします。
次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地中間管理
機構が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。
番号1番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員 議案第6号、番号1番について報告します。
農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を効率的・安定的
な農業経営を行う者へ集積させるため、農地中間管理機構が、優先的に買入協議を行
うとする市長通知が必要であるか、確認するものです。
申出の内容は、議案書記載のとおりです。
現地調査は、4月21日、午前10時頃に行いました。
申出地は、那須塩原市立青木小学校より北へ約1キロメートルに位置しています。
申出に至った経緯は、申出人は、当該地において酪農を営んでおりましたが、昨年夏
頃に体調を崩し入院生活となり、後継者もなく、農業経営が困難になった為、今回申
請になりました。
現地を確認した結果、申出地は、認定農業者等の地域の担い手に集積させることが
望ましい農地であり農地中間管理機構による買入れが必要であると判断しました。
地元調査員としては、優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として
報告を終わります。
報告が終わりました。

議長 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
石崎 清委員 事務局に質問なのですが、農地をあっせんして集積した場合の協力金の補助金の制度
があるのかなのか、確認の為お聞きします。

上野農地係長 補助金の事業を行っているのが、農業公社であるため、私共の手に資料がないもの
ですから、後ほどお答えをさせていただきたいと思えます。

議長 他に、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、江連 節男委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませ
んか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号1番については通知を要請することに決しました。
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

上野農地係長 議案第7号について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画
は、農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったもので
す。
議案書17ページから26ページまでが「利用権設定関係」の案件で30件、合計面
積は240,126.60平方メートルとなります。この内24ページから26ペー
ジまでの10件、83,069平方メートルが中間管理事業の対象となります。続い
て27ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、9,553平方メートル
となります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出を
いただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、
市長への回答は決定として問題無いと考えます。

議長 説明が終わりました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》

戸山局長補佐

異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。
報告第1号「令和4年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
報告第1号、令和4年度農業委員会事業実績について御説明いたします。
本日配布しました、別冊1「令和4年度農業委員会事業実績書」を御覧ください。
概要の説明とさせていただきます。
1ページから2ページは、農業委員、農地利用最適化推進委員の名簿です。
3ページをご覧ください、下段が総会等の開催状況で、書面開催を含みます。
4ページは、上段が農地法第3条の権利移動の許可の状況で、前年比、許可件数では、14件の減、面積は、約11.1ヘクタールの減です。面積が減少した主な要因は、売買の減によるものです。
下段が、農地法第4条、5条の農地転用の許可の状況で、前年比、許可件数では、47件の減、面積は、約11.9ヘクタールの減です。面積が減少した主な要因は、その他面積の減によるものです。
5ページをご覧ください、一番上の段、(3)農地法第5条の許可後の事業計画変更について、10件の減、面積は約5.8ヘクタールの減です。面積が減少した主な要因は、太陽光発電設備変更面積の減によるものです。
6ページをご覧ください、一番上の段、8農地利用集積計画では、まん中の中間管理権の設定が320件の増となっています。権利の再設定を含みますが、公社で農地バンク事業を推進しているための増加と思われます。
10農地あわせん事業(優先買入協議)については、皆増となります。
7ページは、農業者年金基金業務受託事業です。
令和4年度は、新規加入者が3件でした。農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんの周知・加入推進活動が新規加入に結びつきますので、今後ともよろしく願います。

議長

9ページをご覧ください、15の①、全国農業新聞は、経費見直しを理由に、中止も見られました。年度末現在では、15件の減となります。
簡単ですが、説明は以上です。よろしく御承認くださるようお願いいたします。
説明が終わりました。
このことについて、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局説明のとおりで、ご異議ございませんか。

上野農地係長

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、報告第1号は事務局説明のとおりとします。
次に、報告第2号「会長専決処分報告について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
追加資料別冊2の1ページをご覧ください。
県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件は、5条許可が2件で他法令と同日許可としております。
以上です。

議長

報告が終わりました。
このことについて、ご意見ございますか。
《特に意見なし》
意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。
次に報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

戸山局長補佐

報告第3号「農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)」を御説明いたします。
「別冊3」を御覧ください。
この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、3月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

3月は、相続を原因とした権利移動の届出を14件受理しました。いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長

説明が終わりました。

このことについて、ご意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第3号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重にご審議いただきありがとうございました。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第34回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

9 番

議席番号

10 番
